

私的録音補償金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、特定機器（デジタル方式の録音機能を有する機器であつて、著作権法施行令第 1 条で定められたもの。）により、特定記録媒体（特定機器によるデジタル方式の録音の用に供される記録媒体であつて、著作権法施行令第 1 条の 2 で定められたもの。）に著作物、実演又はレコードを私的使用の目的で録音する場合の補償金（以下、私的録音補償金という。）の額を定めることを目的とする。

(購入時支払いの場合の私的録音補償金の額)

第 2 条 著作権法第 104 条の 4 第 1 項の規定に基づく、購入時において支払う特定機器 1 台及び特定記録媒体 1 個あたりの私的録音補償金の額は、次により算出した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 特定機器

当該特定機器の基準価格（製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格に相当する額をいう。以下、同じ。）に 2% を乗じて得た額又はデジタル録音機能 1 個を内蔵する機器にあつては 1,000 円若しくはデジタル録音機能 2 個を内蔵する機器にあつては 1,500 円のいずれか少ない額

(2) 特定記録媒体

当該特定記録媒体の基準価格に 3% を乗じて得た額

(備 考)

- 1 基準価格の算出については、カタログに表示された標準価格の一定割合をもってあてることができる。
- 2 前 1 の一定割合については、当分の間、次のとおりとする。

(1) 特定機器

65%（なお、自動車搭載機器にあつては、その率を 47% とする。）

(2) 特定記録媒体

50%

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。